

各私立幼稚園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和 5 年度 大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金（令和 4 年度補正予算繰越分）に係る  
交付申請書の提出について（通知）

大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり交付申請書を提出していただきますようお願いします。

## 記

## 1. 対象

令和 5 年度において本補助金に係る内示を受けた私立幼稚園の設置者

**※内示を受けた園においては、交付申請を辞退する（本補助金の交付を受けない）場合も、交付申請書の提出が必要です。その場合、交付申請書の金額を 0 円として提出してください。**

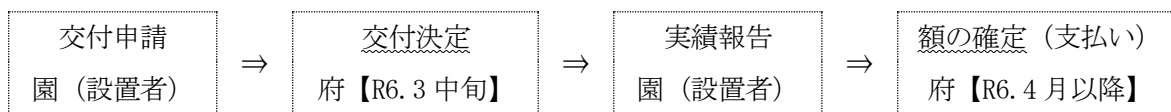
## 2. 提出について

下記のとおり郵送で提出

紙媒体で提出	
提出先	〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-4 3 大阪府庁新別館南館 10 階 大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 高田 宛
期限	<b>令和 6 年 3 月 1 日（金曜日） 必着</b> ※郵送に要する日数を考慮して、余裕をもって発送してください。
提出書類	① 交付申請書（様式第 1 号） <b>※設置者単位で作成</b> ② 交付申請内訳書（鑑、別紙 1～3） ③ 要件確認申立書（様式第 2 号） <b>※設置者単位で作成</b> ④ 暴力団審査情報（様式第 3 号） <b>※設置者単位で作成</b> ⑤ 金額が確認できる書類の写し（発注書、納品書、請求書、領収書のいずれか） 1 部 ⑥ 仕様が確認できる書類の写し（仕様書、取扱説明書、カタログ等いずれか） 1 部  ①、③、④の書類は <b>設置者単位</b> で、②、⑤、⑥の書類は <b>園ごと</b> に作成してください

### 3. 今後の予定

交付申請において交付申請額が0円以外の場合、下記に記載の手続きが必要となります。



### 4. 留意事項

- 今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。
- 交付申請及び交付申請内訳書については、必ず、各園(設置者)において、金額を精査した上でご提出ください。なお、事業計画時点で記載のなかった経費を今回追加で計上することはできません。
- ご提出にあたっては、本通知を含む補助金に係るこれまでの通知文(留意点・FAQ等を含む)を必ず確認してください。
- 今回金額が確認できる書類の写し(発注書、納品書、請求書、領収書のいずれか)を1部提出いただきますが、実績報告の際に改めて一式ご提出いただきます。  
実績報告で提出いただく予定の書類はQAの6に記載しております。
- 今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等のメールは、今年度バス安全装置の装備台数についての調査時にご入力いただいたメールアドレス宛に送信する予定です。  
※上記調査に未回答の場合は登録いただいている全てのアドレスに送信します。  
ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(設置者)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 本件に関するお問い合わせについては下記までメールにてご連絡ください。  
お知らせ等のメールの受信先を変更希望の場合も同様にメールにてご連絡をお願いします。

宛先：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

題名：【幼稚園番号・園名】私立学校安全特別対策事業費補助金交付申請(問い合わせ)

本文：園名、担当者氏名、お問い合わせ内容を必ず記載してください。

(本件担当)

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ 高田